

明監報第15号

都市局（住宅・建築室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和6年11月21日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 石 井 宏 法

同 正 木 克 幸

## 都市局（住宅・建築室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

住宅・建築室

住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課

### 2 監査の期間

令和6年8月22日から令和6年11月21日まで

### 3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和5年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の方法

住宅・建築室各課から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項<sup>※</sup>については、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われ

たい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

| 定期監査 | 予算の執行等 | 現金等取扱事務 | 収入事務 | 支出事務 | 補助金事務 | 契約事務 | 財産管理 | その他 | 計  |
|------|--------|---------|------|------|-------|------|------|-----|----|
| 件 数  |        | 5       |      | 2    |       | 7    | 7    |     | 21 |

※ 上記表は、監査結果の参考として添付しています。